

## 独立行政法人教員研修センターの平成23年度計画

文部科学大臣へ届出  
平成23年3月31日  
平成23年4月28日（変更）  
平成23年9月30日（変更）

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人教員研修センター（以下「センター」という。）の中期計画に基づき、平成23年度の業務運営に関する計画（年度計画）を次のとおり定める。

### I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### 1. 学校教育関係職員に対する研修

##### （1）実施する研修の基本的な内容

中期計画に基づき、別紙1のとおり各研修を実施する。

また、各研修以外に国の教育政策上、緊急に実施する必要性が生じた学校教育関係職員の研修については、関係行政機関からの要請又は委託等により実施する。

##### （2）各研修の目標とする成果の指標

中期計画の別紙に定めた、各研修毎の目標とする成果の指標について、本事業年度については、以下の①から④の方法の中から別紙1のとおり定め、達成状況を把握するとともに、その達成を図る。

- ① これまでの受講者数又は事業年度の評価結果等を踏まえて、センターが設定した受講者数に対する実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ② 受講者に対して、研修終了直後又は1年後を目途として研修内容・方法、研修環境等についてのアンケート調査等を実施し、事業年度平均で85%以上から「有意義であった」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした受講者の割合が事業年度平均で85%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ③ 受講者の任命権者である都道府県・指定都市教育委員会、市町村教育委員会又は所属する各学校長等に対して、研修終了後1年後を目途としてアンケート調査等を実施し、事業年度平均で80%以上から、「研修成果を効果的に活用できている」などのプラスの評価を得る。仮に、プラスの評価とした任命権者等の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。
- ④ 受講者又はその任命権者等に対する調査等を適宜実施し、事業年度平均で80%以上の受講者が、研修終了後に、各地域における学校訪問の実施、各教育委員会等が行う研修等の企画・立案、講師として又は各種教育施策の企画・立案・推進において指導的な役

割を担っているとの結果を得る。仮に、各地域で研修講師等としての役割を担った者の割合が事業年度平均で80%を下回った場合には、研修内容・方法の見直し等、必要な措置を講じる。

### (3) 各研修の効果的・効率的な実施のための方法の導入

各研修の効果的・効率的な実施を図るため、本事業年度については、以下の①から⑦の方法の中から別紙1のとおり定める。

- ① 受講者又はその任命権者等に対するアンケート調査等を実施し、各研修内容・方法の改善・充実に関する意見、受講者又はその任命権者等の研修ニーズ等を把握する。また、その結果を踏まえ、次年度以降の研修内容・方法の見直し等に適切に反映する。
- ② 受講者及びその任命権者に対して、受講者の応募段階で、研修成果の活用に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、研修終了後、相当の期間内にこれらの者に対するアンケート調査等を行い、学校内外への研修成果の活用内容・方法等について把握する。
- ③ 研修内容・方法について、一斉講義を中心とした研修を行ういわゆる事前研修と、中央において演習等を中心とした研修を行ういわゆる集合研修に分類し、事前研修については、インターネット等を活用した講義の配信、映像コンテンツ等を配布することによる自主的研修により行い、また中央で行うものは集合研修に特化・重点化する。
- ④ 受講者及びその任命権者等の利便性、ニーズ等を勘案し、一定のブロック単位等、地方で開催する。
- ⑤ 研修の企画や運営にあたっては、教育委員会、教員養成系大学・学部等の大学教員や国立教育政策研究所、民間企業等の専門家の知見を活用するとともに、これらの機関との連携・協力を推進する。
- ⑥ 研修終了時に、受講者に対して研修を受講したことにより得られたと考える成果等に関する報告書（研修成果報告書）の作成・提出を義務付けるとともに、これらを任命権者に提供する。
- ⑦ 研修内容の一部に、研修の企画・立案、講師となるために必要な科目を設定するとともに、各地域での研修等の実施に資するよう、インターネット等を用いた研修教材の活用が図られるようにする。

### (4) 各研修に関する廃止、縮減、内容・方法の見直し

各研修について、独立行政法人として実施する必要性、研修の効果、都道府県ごとの受講者数、事業年度の評価結果、都道府県ごとの受講者数に著しい差が生じた場合にはその要因分析等を踏まえ、必要な場合には、廃止、縮減、内容・方法の見直し等、所要の措置を講じる。

なお、内容・方法の見直しに当たっては、教育委員会及び大学との連携を図る。

## 2. 学校教育関係職員を対象とした研修に関する指導、助言及び援助

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において、より充実した学校教育関係職員に対する研修が実施できるよう、以下のような指導、助言及び援助を行う。

### ① eラーニング研修のプログラム開発・提供

・eラーニング研修のプログラムを開発し、センターのホームページで配信する。

- ② ソーシャルネットワークサービス（SNS）の構築による受講者間の指導方法等の情報交換機会の提供
  - ・インターネット上にソーシャルネットワークサービス（SNS）機能を構築し、研修修了後の受講者間の指導方法等の情報交換の場を提供する。
- ③ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等の研修で活用できるデジタルコンテンツ研修教材の開発・提供、センターが行う研修の講義内容のインターネットによる提供、その他の研修教材の作成・提供
  - ・デジタルコンテンツを開発しセンターのホームページなどで提供する。
  - ・センターが実施する研修の講義内容又は事前研修講義をセンターのホームページで配信する。
  - ・研修教材としての実践事例集を作成し提供する。
- ④ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が研修を企画・運営する際に参考となる研修カリキュラムの開発・提供、研修手法等のノウハウについての情報提供
  - ・今日的な教育上の重要課題に関する研修について、「大学と教育委員会の連携による研修カリキュラム」の開発を大学に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。また、「教育委員会と関係機関の連携による研修カリキュラム」の開発を教育委員会に委嘱し、その成果を各教育委員会の参考例として提供する。
  - ・効果的な研修を行うための手順や留意点、実践例を示した研修の手引きを作成し提供する。
- ⑤ 研修講師についての情報提供
  - ・講師情報（センター主催研修の講師一覧）を更新し、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等へ情報提供する。
- ⑥ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行っている研修事業についての情報提供
  - ・各都道府県等の研修の実施概要、見直し状況及び大学との連携状況等について調査し、その結果を教育委員会等へ提供する。
- ⑦ 各都道府県・指定都市・中核市教育委員会の教育センターの研修担当主事等を対象とした会議の開催
  - ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会及び教育（研修）センター等の職員を対象とした会議を開催する。
- ⑧ センターの職員を各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が行う研修に派遣
  - ・要請に応じ、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する研修に、センターの職員を派遣する。
- ⑨ センターの研修施設・設備の提供
  - ・各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等が実施する学校教育関係職員を対象とした研修等に、センターの研修施設・設備を提供する。

### 3. その他

各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等において独自に実施している学校教育関係職員に対する研修について、その内容・方法等に関する情報を収集・蓄積し、その結果をセンターの事業に活用するとともに必要な情報提供を行う。

なお、研修事業や情報提供業務等のあり方について、各都道府県教育委員会等と意見交

換を行い、その結果も踏まえ、センターの行う事務事業の見直しを行う。

## Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1. 経費等の縮減・効率化

センターの業務運営に際しては、一般管理費（土地借料除く）については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、計画的な削減に努めることとし、前年度に比較して3%以上、また、業務経費についても前年度に比較して2%以上の効率化を図る。

また、契約業務において、随意契約の見直し計画を着実に実施し、一般競争入札の範囲拡大や契約に係る情報公開等を通じた、業務運営の一層の効率化を図る。

さらに、平成21年11月に閣議決定された「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に沿って契約監視委員会において、随意契約事由の妥当性、一般競争入札等に係る競争性の確保について点検を行う。

なお、平成23年度においても、物品等の購入に当たっては環境に配慮した機器・設備等の調達を推進するとともに、引き続き物件費等の経費節減に努める。

### 2. 業務運営の点検・評価の実施

法人内部における外部有識者を含めた自己点検・評価委員会等において、センターの業務運営について、自己点検・評価を実施し、業務運営の改善を促進する。

### 3. 情報セキュリティの確保

情報セキュリティポリシーの遵守の徹底を図るとともに、職員の情報セキュリティに関する意識啓発を図る。

## Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

### 1. 予算

別紙2のとおり。

### 2. 収支計画

別紙3のとおり。

### 3. 資金計画

別紙4のとおり。

## Ⅳ 短期借入金の限度額

短期借入金の限度額は4億円とする。

短期借入金が想定される事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合であ

る。なお、想定されていない退職手当の支給などにより緊急に必要な経費として借入することも想定される。

## V 剰余金の使途

センターの決算において剰余金が発生したときは、研修事業の充実、各都道府県・指定都市・中核市教育委員会等に対する指導、助言及び援助の充実、施設・設備整備の充実等に充てる。

## VI その他主務省令で定める業務運営に関する事項等

### 1. 施設・設備に関する計画

- ・借用部分の本部用地を購入する173百万円  
法人化後の用地購入計画（平成13年度から26年度の14年間）の11年目
- ・東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年度中に他法人施設（学術総合センター（千代田区一ツ橋））へ移転する。
- ・学校教育関係職員を対象とした研修に、センターの研修施設・設備の利用を促進することにより、土地建物の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行う。
- ・研修・宿泊施設の管理について民間委託を進め経費を削減する。

### 2. 人事に関する計画

- ・当該年度の人件費を平成22年度の人件費に比べ1.6666%以上削減する。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。
- ・当該年度の対年齢・地域・学歴勘案の対国家公務員指数が100以下となるように取り組む
- ・職員の研修に関する専門性の一層の向上を図るため、職員研修を実施する。
- ・研修事業の業務に対応した組織の見直しに努め、職員の適正配置と計画的な人事交流の推進を図る。

### 3. 内部統制の充実・強化

各業務におけるリスクの洗い出し、リスクの回避及び低減を図るための体制を構築する。  
また、倫理及びコンプライアンスに関する研修等を実施し、役職員等の意識の向上を図る。

## 平成23年度独立行政法人教員研修センター実施研修について

## 1. 各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長、副校長・教頭及び中堅教員等に対する学校経営研修

研 修 事 業 名						
研 修 名			研修日数	受講定員	研修成果の指標(※1)	研修手法(※2)
①学校経営について、各地域の中核となって活躍する管理職の育成を目的とした管理職マネジメントの中央研修						
教職員等中央研修	校長マネジメント研修	第1回	5日間	50名	①、②、③	①、②、③、④、⑤、⑥、⑦
		第2回	5日間	50名		
	副校長・教頭等研修	第1回(非宿泊/大阪)	15日間	100名		
		第2回(非宿泊/東京)	15日間	100名		
		第3回	18日間	150名		
		第4回	20日間	150名		
		第5回	17日間	100名		
	中堅教員研修	第1回	25日間	190名		
		第2回	27日間	320名		
		第3回	26日間	270名		
		第4回	26日間	320名		
	②各地域において英語教育を推進する中核的教員の育成を目的とした海外派遣研修					
英語教育海外派遣研修			2ヶ月	30名	①、②、③	①、②、⑤、⑥、⑦

2. 学校現場が抱える喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者の養成等を目的とした研修

研 修 事 業 名						
研 修 名		研修日数	受講定員	研修成果の指標(※1)	研修手法(※2)	
①各地域において組織マネジメント研修を円滑に実施するための指導者の養成を目的とした研修						
学校組織マネジメント指導者養成研修	第1回	5日間	220名	①、②、④	①、②、⑤、⑥、⑦	
	第2回	5日間				
	第3回(高等学校事務職員)	5日間	160名			
	第4回(小・中学校事務職員)	5日間	160名			
②児童生徒の国語力向上に向けた教育の推進のための指導者の養成を目的とした研修						
国語力向上指導者養成研修	東部ブロック	3日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦	
	西部ブロック	3日間				
③道徳教育を推進するための中核となる指導者の養成を目的とした研修						
道徳教育指導者養成研修	中央指導者研修	5日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦	
	ブロック別指導者研修(全国6ブロック)		3日間			660名
			3日間			
			3日間			
			3日間			
			3日間			
			3日間			
④学校教育の情報化を推進するための指導者の養成を目的とした研修						
学校教育の情報化指導者養成研修	第1回	4日間	110名	①、②、④	①、③、⑤、⑦	
	第2回	4日間				
⑤小学校における英語活動等国際理解活動を推進するための指導者の養成を目的とした研修						
小学校における英語活動等国際理解活動指導者養成研修	東部ブロック	3日間	220名	①、②、④	①、④、⑤、⑦	
	西部ブロック	3日間				
⑥外国人児童生徒等に対する日本語指導のための指導者の養成を目的とした研修						
外国人児童生徒等に対する日本語指導指導者養成研修	管理者用コース	2日間	110名	①、②、④	①、⑤、⑦	
	日本語指導者用コース	4日間				
⑦生徒指導上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修						
生徒指導指導者養成研修		16日間	110名	①、②、④	①、②、⑤、⑥、⑦	
⑧人権教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修						
人権教育指導者養成研修		3日間	110名	①、②、④	①、⑤、⑦	

研 修 事 業 名						
研 修 名		研修日数	受講定員	研修成果の 指標(※1)	研修手法 (※2)	
⑨キャリア教育を推進するための指導者の養成を目的とした研修						
キャリア教育指導者養成 研修	東部ブロック	5日間	220名	①、②、④	①、③、 ④、⑤、⑦	
	西部ブロック	5日間				
⑩教育相談について高度な見識と技法を身に付けるための指導者の養成を目的とした研修						
教育相談指導者養成研修		4日間	60名	①、②、④	①、⑤、⑦	
⑪子どもの体力低下・運動嫌い防止のための指導者の養成を目的とした研修						
子どもの体力向上指導者 養成研修	東部ブロック	4日間	380名	①、②、④	①、④、 ⑤、⑦	
	西部ブロック	4日間				
⑫児童生徒の健康教育上の諸課題に対応するための指導者の養成を目的とした研修						
健康教育指導者養成研修	健康(推進) コース	東部ブロック	3日間	①、②、④	①、④、 ⑤、⑦	
		西部ブロック	3日間			
	健康(専門) コース	東部ブロック	5日間			330名
		西部ブロック	5日間			
	食育(推進)コース		4日間			170名
	食育(専門)コース		4日間			
	学校安全 コース	東部ブロック	4日間			220名
		西部ブロック	4日間			
⑬外国語指導助手に対して必要な知識・指導方法等を修得させることを目的とした研修						
外国語指導助手研修	来日直後オリエンテーション(4月期)	1日間	1,500名	①	①、⑤	
	来日直後オリエンテーション(A日程)	2日間				
	来日直後オリエンテーション(B日程)	2日間				
	来日直後オリエンテーション(第2次)	1日間				
⑭学校現場が抱える教育課題に関して各地域の指導的立場の者が諸外国の取組の調査研究を行い、各地域に調査研究成果を活用するための海外派遣研修						
教育課題研修指導者海外 派遣プログラム	学校評価と学校改善、国語力・読解力、理数系教育、小学校英語、生徒指導・教育相談、キャリア教育、心身の健康教育、学校教育の情報化、特別支援教育、地域の教育力の活用	2週間 程度	300名	①、②、④	①、②、 ⑤、⑥、⑦	



3. 地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修

研 修 事 業 名						
研 修 名			研修日数	受講定員	研修成果の指標(※1)	研修手法(※2)
①産業教育、理科教育において指導的立場にある教員の派遣研修						
産業・理科教育教員派遣研修			1ヶ月～12ヶ月	100名	②	①、⑤、⑥
②産業技術、情報技術等に関する指導者の養成を目的とした研修						
産業・情報技術等指導者養成研修	農業	生物活用及びグリーンライフに関する講義と実習	5日間	20名	②	①、⑤、⑥
		動物・微生物バイオテクノロジーに関する講義と実習	5日間	15名		
	工業	環境工学に関する講義と実習	5日間	20名		
		知的財産教育に関する講義と実習	5日間	20名		
	商業	マーケティングと経済に関する講義と実習	5日間	40名		
	水産	海洋環境の保全に関する講義と実習	5日間	15名		
	家庭	新学習指導要領に対応した「生活産業基礎」の指導力向上のための講義と実習	4日間	20名		
	看護	看護・医療の高度化に対応した看護教育に関する講義と実習	5日間	25名		
	情報	ネットワークシステムの構築・運営管理とシステム設計に関する講義と実習	5日間	25名		
	福祉	介護福祉士養成の新課程に対応した教育内容とその教授法に関する講義と実習(教員介護知識技能講習を含む)	5日間	20名		
		介護福祉士養成の新課程に対応した教育内容とその教授法に関する講義と実習(教員介護知識技能講習を含む)	5日間	20名		
	技術家庭	社会の要請に応える技術分野の指導:新学習指導要領への対応を目指して	5日間	20名		
		社会の要請に応える技術分野の指導:新学習指導要領への対応を目指して	5日間	25名		
		学校における食育の推進:技術・家庭科における食に関する指導(講義と実習)	4日間	25名		
幼児と触れ合う活動と幼児理解に関する指導(講義と演習、実習)		4日間	15名			
③産業教育に携わる実習助手に対して必要な知識・技術を修得させることを目的とした研修						
産業教育実習助手研修	農業	教科「農業」及び農業科指導法に関する講義と実習	7日間	20名	②	①、⑤、⑥
	工業	工業実習に関する講義と実習	7日間	20名		
	水産	水産及び水産科教育法に関する講義と実習	7日間	20名		
④喫緊の重要課題の指導者を養成するための研修等として実施してきた研修						
学校評価指導者養成研修			4日間	110名	②	①、⑤、⑦
カリキュラム・マネジメント指導者養成研修			5日間	160名	②	①、⑤、⑦
(備考)研修事業①から③の研修に必要な経費については、全額派遣者負担とする。研修事業④の研修に必要な経費については、センターの負担とする。						

(※1) 研修成果の目標の欄にある①から④までの数字は、年度計画本文中、I 1. (2)の①から④までの数字にそれぞれ該当する。

(※2) 研修手法の欄にある①から⑦までの数字は、年度計画本文中、I 1. (3)の①から⑦までの数字にそれぞれ該当する。

年度計画予算  
平成23年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	金額
収 入	
運営費交付金	1,123
施設整備費補助金	173
自己収入	140
計	1,436
支 出	
一般管理費	295
業務経費	529
人件費	439
施設整備費	173
計	1,436

収 支 計 画  
平成23年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	金額
費用の部	1,343
一般管理費	375
業務経費	529
人件費	439
収益の部	1,343
運営費交付金収益	1,123
自己収入	140
資産見返運営費交付金戻入	80

資 金 計 画  
平成23年度資金計画

(単位:百万円)

区 別	金額
費用の部	1,436
業務活動による支出	1,263
投資活動による支出	173
資金収入	1,436
業務活動による収入	1,263
運営費交付金による収入	1,123
自己収入	140
投資活動による収入	173
施設整備費補助金による収入	173